

## 神林地区の申告相談会を開催します

- ◆会場：神林保健センター 1階
- ◆時間：午前9時～11時30分 午後1時～4時
- ◆集落指定日：下表の日程表を参照してください。  
都合により指定日に申告できない人は、期間中の都合の良い日にお越しください。

**神林支所事前相談会のご案内**  
2月13日(月)～2月15日(水)神林保健センター1階で、市・県民税申告と所得税還付申告を受付けます。時間は、午前9時～午前11時30分・午後1時～午後4時です。所得税は還付申告に限りますので、それ以外の人は、2月16日(木)～3月15日(水)までの確定申告期間中にお越しください。

月 日	午 前	午 後
2月16日(木)	塩谷(6～8区) 長松	塩谷(6～8区) 赤松
2月17日(金)	塩谷(1～5区)・北新保	
2月20日(月)	牛 屋	
2月21日(火)	福 田	
2月22日(水)	平 林	
2月23日(木)	松 沢	
2月24日(金)	宿 田	
2月27日(月)	湯ノ沢	葛籠山
2月28日(火)	川 部	小岩内
3月1日(水)	南田中 岩船駅前	南田中 松喜和

月 日	午 前	午 後
3月2日(木)	新飯田 大 塚	小口川
3月3日(金)	牧 目	
3月6日(月)	九日市 高御堂	今 宿 湯 端
3月7日(火)	殿 岡	小 出
3月8日(水)	飯 岡 南大平	飯 岡 河 内
3月9日(木)	桃 川	
3月10日(金)	有 明	
3月13日(月)	指 合	
3月14日(火)	山 田 岩野沢	山 田
3月15日(水)	上記期間中に申告しなかった方	

### 神納東地区の申告相談 (里本庄、山屋、上助測、下助測、志田平、七湊)

	事前申告 (市・県民税申告と所得税還付申告)	申告相談 (市・県民税申告と所得税申告)
会場	市役所本庁4階大会議室	市役所本庁4階大会議室
日程	2月6日(月)～2月15日(水) (土・日を除く)	2月16日(木)～3月15日(水) (土・日を除く)
時間	午前9時～11時30分 午後1時～4時	午前9時～11時30分 午後1時～4時

※本庁にて申告相談をしていただいておりますが、神林支所で申告相談を希望される人は、支所の期間中で都合の良い日にお越しください

■問い合わせ 神林支所地域振興課市民生活室 (税務担当) ☎66-6112

## 市役所 (本庁) の申告受付

期間 2月16日(木)～3月15日(水) ※土日を除く

※市役所本庁では左の期間中、随時  
申告相談受付を行っています

◆市・県民税の申告 市役所本庁4階大会議室  
午前9時～11時30分 午後1時～4時

市のホームページからエクセルファイルをダウンロードして市・県民税の申告書を作成できます。作成した申告書は、印刷して郵送または市役所本庁・各支所地域振興課市民生活室税務担当窓口へ提出してください。

※市では、青色申告、分離申告 (土地や家屋の譲渡、株式の売買、山林の譲渡)、住宅ローン控除 (初めて住宅ローン控除を受ける人) の人の申告は受け付けできませんので、税務署で申告してください。

※2月6日～2月15日 (土・日を除く) までの間、本庁では、4階大会議室で市・県民税申告書と所得税還付申告書を受け付けています。(時間は、午前9時～11時30分 午後1時～4時。地区指定はありません)

■問い合わせ 税務課市民税係 ☎53-2111 (内線221、222)